

農業委員会だより



R5.1.17 道内視察研修(北広島市 農業用ドローンデモフライト見学)

紙面あなない

農業政策等に関する意見書を提出	2P
研修報告	3P
農業委員の定数見直し、農地移動状況	4P
農地賃借料情報	5P
家族経営協定	6P
農業振興公社からのお知らせ	7P
農林課からのお知らせ、各種申請	8P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町130番地1
TEL 0155-54-6625
忠類支局
幕別町忠類錦町439番地1
TEL 01558-8-2111

農業政策等に関する意見書を提出



毎年、農業委員会では町に対して農業政策等に関する意見書を提出しています。

令和4年11月30日、農業委員会の谷内会長、鯖戸会長職務代理者、帰山農政部長が、役場2階応接室で飯田町長に意見書を提出しました。

今年度は、ロシアのウクライナ侵攻等に伴い、世界的に農業関連物資が需給逼迫状態に陥り、価格の高騰が進んでいる現状に即した農業支援など、国や北海道に対しての働きかけや、本町における各種施策の推進について要請しました。

さらに議長室を訪れ寺林議長に町へ意見書を提出したことを報告しました。

町からは令和5年1月25日に意見書に対する回答があり、第31回農業委員会総会で報告されました。

I 国等への要請事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について
- 2 世界情勢をめぐる農業への影響について
- 3 自然災害による農業被害対策について
- 4 農業基盤整備事業予算の確保について
- 5 所有権移転による農地利用集積の推進等について

II 町への農業施策の要望事項

- 1 担い手・労働力の確保について
- 2 有害鳥獣の駆除対策について
- 3 町民と食・農とのつながり(食育)の推進について
- 4 IT技術などの先進技術の導入促進について
- 5 農業委員会関係予算の確保等について



寺林議長に提出したことを報告

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日：毎週金曜日
- ◆購読料：月700円（送料、税込）
- ◆発行：全国農業会議所



HPはこちら

HPアドレス ●
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>
メール ● gyoumu@nca.or.jp
FAX ● 03-3261-5132

☆研修報告☆

■地区別農業委員等研修会

令和4年11月28日、幕別町百年記念ホールで開催されました。

研修会は、北海道農業会議職員から農業・農業委員会を取り巻く情勢について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の内容と改正後の農業委員会業務について、農業者年金制度についてなど活動全般に関わる内容について説明を受けました。

また、研修会開催前に、本町の女性農業委員をはじめ十勝管内の女性農業委員が参集し、委員活動に伴う近況報告を含めた意見交換会が行われました。

■道内視察研修

1月16日から17日までの日程で道内視察研修を行いました。

1日目は札幌市の北海道農業会議と北海道農業公社を訪問しました。北海道農業会議では、三本事務局次長から農業委員会を取り巻く情勢について、農業経営基盤強化促進法等の一部改正について、農地利用最適化交付金事業について説明を受けました。



北日本スカイテック研修風景



北海道農業会議研修風景

北海道農業公社では、担い手支援部森田就農相談課長から担い手育成センターにおける就農相談業務の現状と課題について説明を受け、意見交換会を行いました。

2日目は北広島市の北日本スカイテック株式会社を訪問し、平山取締役から農業用ドローンについて説明を受け、ドローンデモフライトの見学や、ドローンサッカーを体験しました。

■女性農業委員等活動強化研修会

1月19日、忠類総合支所において、オンラインで研修会が行われました。

本農業委員会からは、女性農業委員2名が出席しました。研修会では、農林水産省の職員から、女性農業委員の登用の推進等について説明を受けました。

■市町村農業者年金協議会代議員等研修会

2月1日、芽室町中央公民館で開催され、本町の農業者年金協議会からは、3名の役員(農業委員)が出席しました。

研修会では、北海道農業会議職員から、農業者年金制度の現状や制度改正等について説明を受けました。

■十勝地区女性農業委員研修会

2月24日、帯広市とかちプラザで開催されました。

本農業委員からは、女性農業委員2名が出席しました。研修会では、北海道農業会議職員から農地法等の説明があり、その後、出席委員による意見交換会が行われました。

■農業者年金説明会・相談会

令和4年12月1日に開催した、農業者年金受給予定者を対象とする農業者年金説明会及び相談会に、58歳から64歳までの年金の受給を考えられている13名の農業者が参加しました。

説明会は、北海道農業会議農業者年金相談指導員の野澤信義氏を講師に迎え、農業者年金制度の概要、経営継承の方法や留意点などについて説明を受けました。

また、説明会終了後の個別相談会では、参加者は年金受給予定額や農地を処分する方法と時期、処分する際の注意点などについて説明を受けました。



農業者年金説明会風景

本年7月20日に任命される農業委員の定数は、 24人から23人になります

農業委員会では、農業委員自らが委員定数や活動等のあり方について、担当地区で農業者から意見を聞き取りするとともに、今後の農家戸数や農地の権利移動について分析し、また、管内市町村における農業委員の担当農業者数等の実態を含めて調査研究を行うなど、不断のテーマである「農業委員定数の見直し」について検討を重ねてきました。

この検討結果をもとに、令和4年9月29日に開催された第27回農業委員会総会において、農業委員の単独配置地区を見直し、担当地区数を18から17に再編することを含めた複数項目について協議を行い、今後の農業委員の定数を「24人から23人とする方向性」を決定し、その内容について町に報告しました。

町では、農業委員会から示された今後の方向性を十分に尊重し、次期任命の農業委員より定数を改めようとするものとして、令和4年第4回町議会定例会に「幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」を提案、農業委員の定数を23人とする原案が可決され、本年7月20日から施行されることになりました。

農業委員会としては、これからも社会情勢等に応じながら委員定数の検討を続けていくことはもとより、農業に携わる方々との連携を強化し、農地等の利用の最適化の推進など地域農業の発展に寄与してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年1月から12月までの農地移動状況

項目		令和4年		令和3年		前年比		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の移転	売 買	26	64.80	16	67.35	10	△2.55
		贈 与	1	20.25	1	0.65	0	19.6
	賃借権の設定		57	377.35	49	326.63	8	50.72
	使用貸借権の設定		26	773.95	20	576.12	6	197.83
	地役権の設定		0	0	0	0	0	0.00
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入	16	137.28	11	85.39	5	51.89	
	売 渡	14	93.59	8	126.77	6	△33.18	
農用地利用集 積計画	所有権の移転		11	69.81	19	96.83	△8	△27.02
	利用権の設定(賃借権等)		124	509.73	130	711.41	△6	△201.68

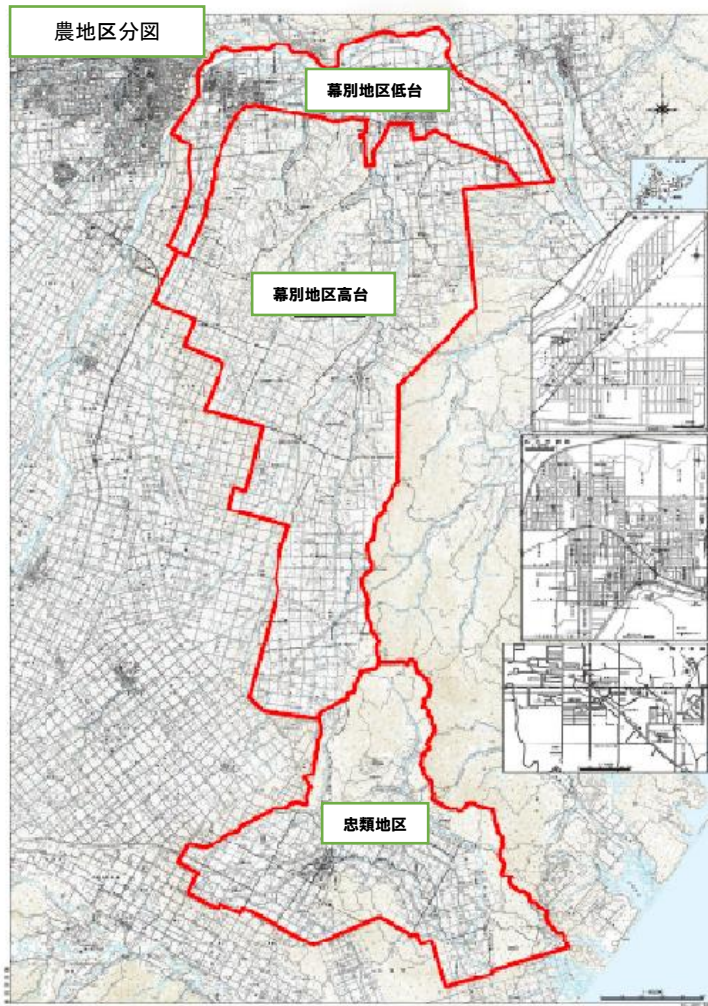
令和4年1月～12月分 農地の賃借料情報について

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

令和4年1月から12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締

結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがありますことから、農業委員会は指導を行うことになっていきますので、ご注意ください。



1 普通畑

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区低台	10,000(→)	15,000	5,300	261
幕別地区高台	7,800(↑)	13,100	3,000	280
忠類地区	4,000(↑)	5,000	2,800	34

2 牧草畑

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区低台	5,100(→)	7,700	4,000	—
幕別地区高台	4,600(→)	6,800	3,000	—
忠類地区	2,900(↓)	3,700	2,000	45

※牧草畑：幕別地区低台・幕別地区高台については、必要データ数（移動件数）の不足により賃借料水準の計算ができないことから、低台は平成23年、高台は令和3年の賃借料を記載しています。

○幕別地区低台：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区高台：上記地区と忠類地区を除いた地区

＝ 家族経営協定について ＝

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。

幕別町では現在、後継者の就農や新規就農などをきっかけに経営の目標や役割分担などを話し合い、(先進的な)協定を締結した家族は令和4年12月末現在で59戸となっています。

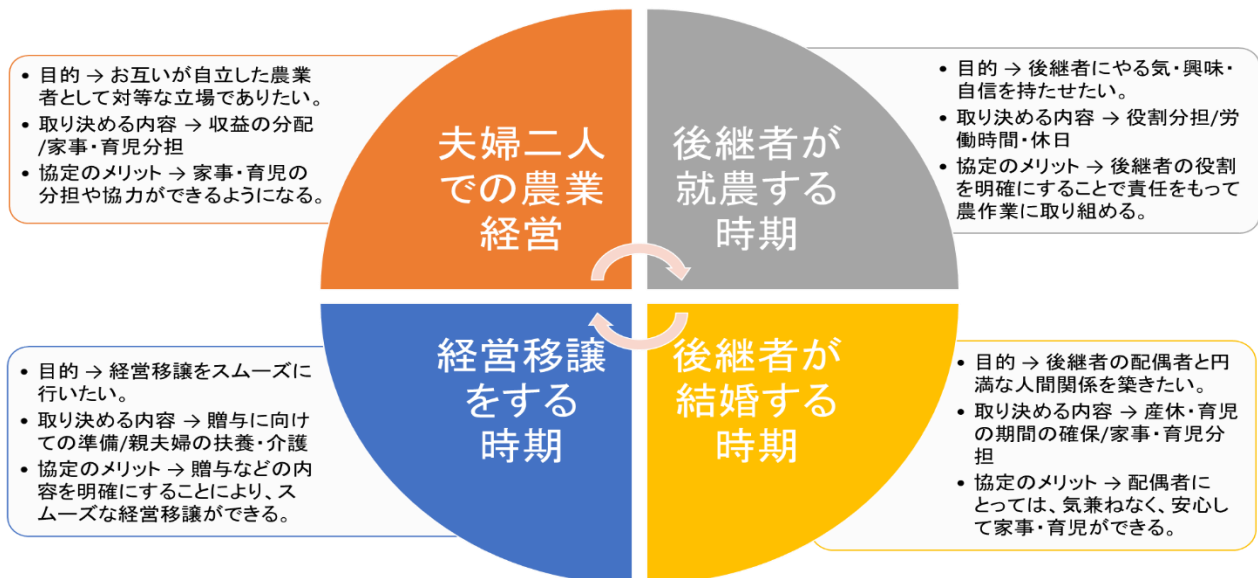
◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などにおいて次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

ステップ1 お互いの負担や悩みを伝えましょう

- ・自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えましょう。

ステップ2 内容を考えましょう

- ・家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

ステップ3 協定を結びましょう

- ・取り決めを確かなものにするため文書化して、第三者である「ゆとりみらい21推進協議会」などの立会いのもとで協定を結びましょう。

ステップ4 定期的に見直しましょう

- ・締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。
- (次ページに続く)

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書の雛形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）
Tel 0155-54-6605 / Fax 0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

幕別町農業振興公社からのお知らせ

人・農地プランの法定化(地域計画)について

本町の「人・農地プラン」は、平成24年6月に作成し、令和3年2月に全体見直しを行いました。昨年の農業経営基盤強化促進法の改正により、10年後の農用地等の利用者を示した地図（目標地図）の作成とともに、名称を「地域計画」と変更のうえ策定することが法定化され、また、期限については、法施行日（令和5年4月1日予定）から2年以内と定められました。

この新しい地域計画は、農業者の話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確にする「未来の設計図」となるものです。

町では、このようなことを踏まえ、今年6月を目途に、地域計画の根幹をなす重要な調査として、農業を担う方々を対象に「農業者の意向調査」を実施いたしますので、ご案内の際にはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

農地中間管理事業の借受希望申し出について

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者等（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

なお、借受けを希望される場合は、事前に申し出が必要となります。

- 「借受希望申し出書」の提出は、随時受け付けています。
- 「借受希望申し出書」を提出していない場合や借受け希望の有効期限が切れている場合は、貸付地が出されたとしても、借受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- 借受け希望の有効期限は、申し出から5年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをします。
- 申し出の内容については、農地中間管理機構（北海道農業公社）ホームページ等で公表しますので、予め公表に同意していただくことが必要となります。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

◆公益財団法人 幕別町農業振興公社 Tel 0155-57-2711 / Fax 0155-57-2716

～ 農林課林務係よりお知らせ ～
令和5年度「アライグマ春期捕獲推進期間」について
 (令和5年3月1日～6月30日)

北海道と幕別町では、アライグマを効果的に捕獲するため、アライグマの出産、授乳時期で餌を求めて活動が活発となる3月から6月の間を「春期捕獲推進期間」として設定しています。

アライグマは繁殖力がとても高く、繁殖時期である春期には4頭程の子供を産むことから、この時期にメスを捕獲することは、夏以降の農業被害や個体数の増加を効果的に抑制することに繋がります。

道内では、164市町村で年間25,000頭を超える数のアライグマが捕獲されており、本町では平成23年に初めて1頭が捕獲されて以来、令和3年度は36頭、令和4年度は80頭を超える捕獲数となっており、年々増加傾向にあります。

アライグマは、平成17年に「特定外来生物」に指定されており、その特徴と生態は、見た目の愛らしい風貌と異なり気性が荒く、見た目が在来種のタヌキと誤認されることが多いですが、しま模様の尻尾と5本指の足跡が見分けるポイントになります。

また、夜行性のため、昼間は巣穴等におり、夜になると水辺や農耕地、市街地に出没します。雑食性で、果樹や農作物、昆虫など何でも食べますが、特に甘いものを好み、果物や、スイートコーン等の作物が狙われやすくなっていますので、十分な注意を払うことが大切です。



アライグマが食べたかぼちゃ



アライグマの足跡



しま模様の尻尾

す。

【幕別地区】

幕別町経済部農林課林務係
 Tel 0155-54-6605 / Fax 0155-54-5564

【忠類地区】

幕別町忠類総合支所経済建設課
 Tel 01558-8-2111 / Fax 01558-8-2511

◇ 広報委員 ◇
 委員長 佐藤 悦
 副委員長 多田 啓
 委員 高橋 篤
 委員 渡邊 二
 委員 佐間 孝
 委員 湯本 孝
 委員 松本 誠
 委員 雄

松本 久
 湯本 久
 佐間 久
 渡邊 久
 高橋 久
 多田 久
 佐藤 久

悦 篤 啓
 孝 二 啓
 孝 二 啓
 孝 二 啓

＝各種申請書の提出は、毎月10日までをお願いします＝

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いについては、行政書士等を含む申請者が作成し、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）までに農業委員会事務局に提出されるようお願いします。

なお、総会や現地調査等で事務局員が不在となりますので、電話による事前照会・予約をお勧めします。

申請書の様式は、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
 ⇒ ○各種様式 を順にクリック